

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第四号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の食肉衛生検査所の項中「第十条」を「第十四条」に改め、同表の農業技術防除センターの項の次に次のように加える。

| 家畜保健衛生所 |                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------|
| (1)     | 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第三条第一項各号に掲げる事務に従事する獣医師（所長及び副所長の職にある者を除く。） |
| (2)     | 所長及び副所長の職にある獣医師                                                 |
| 一       | 二                                                               |

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の食肉衛生検査所の項の改正規定は、公布の日から施行する。